

東京都個人タクシー協会 会報

乗って安心個人タクシー

平成29年 新年賀詞交歓会

**お客様の信頼回復のために、
不祥事は許さない！サービスの向上を！**

1月17日（火）午後4時から、ホテルグランドパレス「白樺の間」にて、平成29年新年賀詞交歓会が開催されました。会長および来賓の方々からいただいたご挨拶をご紹介します。

ライドシェア

川鍋 一朗 氏

東京ハイヤータクシー協会会長

災い転じて福となす
不祥事の再発防止
に努める

東京都個人タクシー協会会長

秋田 隆

昨年7月に
会長に就任し、
その前より続
いた不祥事へ



の再発防止対策に加え、その後の再度不祥事の発生により、新たに少人数制講習会の実施等の再々防止策を実行しているところです。不祥事を起こした組合員は「講習会に出たが聞いていない」「自分に関係ないと思っていない」と言います。その言葉を無くするための少人数講習会ですが、開始したところ、組合員同士のコミュニケーションの構築にもつながると好評を博しています。今後ともぜひ続け、適正化・活性化に努める所存です。

個人タクシーの皆様へ
3つのお願い
重大交通事故の
更なる減少のために

国土交通省関東運輸局長

持永 秀毅 氏

藤本 裕行 氏

今日は、お
願いすべきこ
とを3点ほど
申し上げます。



平成28年
の都内におけ
るタクシー関
与の交通事故



1点目は安全安心の確保です。昨年は残念ながら重大な事故や違反が続きました。今年はその対策案を実行し、お客様の信頼回復に努めていただきたいと思います。2点目は初乗距離短縮運賃です。事業者の皆さまによるお客様へのサービス向上という思いなくして成り立ちません。最後の3点目は、特措法です。昨年特定地域となった南多摩について、早く計画を作り対応をしていただきたいと思います。皆様のご協力をお願い致します。

は、タクシーが第一当事者となつた事故は死亡事故3件と前年より増えましたが、事故発生件数は349件と過去10年間で最も少なくなりました。しかし高齢運転者による交通事故の多発、飲酒運転等の悪質危険な交通事象も後を絶ちません。警視庁として、本年3月施行の「改正道路交通法」の円滑な実施等、「世界一安全・安心な都市、東京」の実現に向け、引き続き強い決意を持って交通事故防止対策を行つてまいります。

「日本のタクシーが一番！」
真実の姿を見せる年に
アとの闘いも
3年以上とな
りましたが、
世界的に見ても良い戦いができ
ていると感じています。ひとえに
日頃の皆様の営業努力の賜物だ
と感謝しております。現在、オ
リンピックを前に、新しいものを
取り入れる動きがある中で、今
あるタクシーの良ささらさらに良
くなるタクシーというアピールを
する必要も出
てきています。
初乗距離短縮
運賃の開始に
始まり、ジャバ
ンタクシー導
入、事前確定
運賃制度等、
色々な試みに
一緒にチャレン
ジしていただ
ければと思い
ます。

都内個人タクシー現況（平成29年1月1日現在）

許可事業者数 13,577名（前月比 -47名）
（特別区、武三13,150名 北多摩161名 南多摩266名）
傘下事業者数 13,282名（前月比 -38名）〈うち女性87名〉
（特別区、武三12,857名 北多摩161名 南多摩264名）

第29回 理事会の焦点

初乗距離短縮運賃
スタート

開催日時 1月17日(火)午後2時30分

場所 ホテルグランドパレス「亀の間」

決議事項

- ①接客マナー・コンテスト(準本選会)の実施に関する件
- ②「行政との意見交換会」(関東支部主催)に関する意見・要望事項に関する件

新年最初となる理事会にて、秋田会長から冒頭に次のような挨拶がありました。

再発防止策について

1月5日、東京支局長より再発防止策

への対応について電話がありました。前回の理事会で決まった小人数による講習会の進捗状況について「今年度中に終わらせて欲しい」という内容でしたが、都営協傘下の団体では少人数によるKYTの講習が終わったばかりであり、さらに1月は初乗距離短縮運賃によるメーター切換への対応に追われる中、少人数の講習会を全て

ふるさと異動制度
集計結果について

終わらせることは厳しいという説明をし、今年度中に開始するということで納得していただいたところです。
とはいえ、少しでも講習会を開催できるようにご協力いただきたいと思えます。1月に入り大変忙しいかと思いますが、どうぞよろしくお願いします。

全個協による「個人タクシーふるさと異動制度(仮称)」に関する意識調査が昨年3月より対象者3万3473人に対して行われていましたが、その集計が上がつてきました。回答数は2万2190人(全体の66.3%)です。多岐にわたる質問事項の中で、純粋に地域貢献をしたいと答えた人が(特定地域もしくは準特定地域を含めた複数回答で)48件。さらに先行きの希望が特定地域もしくは準特定地域を除くと最終的に13名となっています。

全個協における昨年開催の支部代表者会議において結果報告を行い、過疎地への希望者は極少だったことを踏まえ、全個協の要望としては取り扱わないことと決定しました。

その後の審議において、決議事項はすべて可決承認されました。

平成28年度協会会長表彰

社会的使命を自覚し営業する
模範的な事業者を称える

1月17日(火)に開催された新年賀詞交歓会の席で「平成28年度東京都個人タクシー協会会長表彰」が行われ、代表者が秋田会長より表彰状を授与されました。協会会長表彰とは、個人タクシー事業者としての社会的使命を自覚し、長年にわたって模範的な営業を続けてきた事業者を顕彰するものです。今年は40名(東京都個人タクシー協同組合7名、日個連東京都営業協同組合33名)が受賞となり、代表として日個連東京都営業協同組合・東京相互支部 柴田俊勝さんが表彰状と副賞を受け取りました。

交通被害者
援護賛助金を贈呈

本年度も公益財団法人交通遺児等育成基金への賛助金贈呈が、新年賀詞交歓会の席で行われました。交通遺児等育成基金は、自動車事故で家族を失った子供たちを19歳まで支援する制度であり、多くの子供たちの生活が保障される大変意義のある基金です。贈呈の場では自動車事故

対策機構東京主管支所の大森勝支所長を通して、会長に財団の活動への理解と援護に対する感謝状が手渡されました。



感謝状を手にする
秋田会長



表彰状を受け取る
柴田さん
(東京相互支部)



「事業者の皆さんのご協力のおかげ」と話す秋田会長

「個人タクシー利用者感謝の日」キャンペーン マスターズ制度の普及とサービス向上のために

昨年12月1日から21日までの3週間にわたり行われた「個人タクシー利用者感謝の日」キャンペーンの抽選会が、1月17日に行われました。

年末恒例の「個人タクシー利用者感謝の日」キャンペーンは、利用者の皆様に感謝の気持ちを表すとともに、個人タクシー業界で取り組んでいるマスターズ制度（優良個人タクシー事業者認定制度）の普及と広報を兼ねたイベントです。毎年12月3日、個人タクシーの日に合わせて行われており、東日本大震災の復興支援に加え、新たに熊本地震復興支援の一助とする企画賞品を用意しました。期間中は、1万6000人のマスターズ制度参加者が協力をし

て24万6160枚の応募ハガキの配布を行いました。今年度の応募総数は1万2078通、応募率は3・95%（東京3・75%）となりました。

抽選会は理事会閉会後の午後3時30分より、ホテルグランドパレス「亀の間」において行われました。最初に関東支部の伊藤執行専務よりキャンペーン概要と抽選応募の説明がされ、その後会長・副会長をはじめ関東支部の副支部長、各県協会会長が大きな抽選箱より応募ハガキの抽選を行い、「マスター賞」15組と「ふたつ星賞」4名の当選を決定しました。後日行われた事務局による抽選と合わせて715名のお客様と415名の事業者の当選となりました。

キャンペーン応募状況

応募方法	東京都	他地域	合計
応募用紙	9,173	2,840	12,013
普通ハガキ、封書等	50	15	65
合計	9,233	2,855	12,078

個タク制度の危機

真面目な事業者 迷惑千万

なぜ法を守れない
本当にいいのか! このままで!!

NO! 飲酒運転

NO! ひき逃げ

一般社団法人 東京都個人タクシー協会

ご冥福をお祈り申し上げます

氏名 所属団体 享年 病名
花井 一征 (東個協・江戸川第二) 74 不明
塚原 勤 (東個協・江戸川第二) 68 心筋梗塞
岡野 昌重 (東個協・葛飾第二) 72 胃癌
藤木 佳一 (東個協・都心) 69 心不全
上木原隆志 (東個協・中野) 73 リンパ腫
松岡 誠 (東個協・豊島) 68 肺癌
内山 末友 (都営協・石神井) 73 直腸癌

計報

*12月

★ひとつ星賞	★ふたつ星賞	★マスター賞
・クオカード (500円) 600名	東北・九州特産品 (産地直送) ・1万円相当 20名 ・5千円相当 30名 ・3千円相当 50名	東北・北陸有名旅館宿泊プラン ・ペア1泊2日 15組

■当選商品と当選者数(お客様)

として、「マスター賞」「ふたつ星賞」を選された方のご利用になった個人事業者にも後日事務局における確認の後、ダイズニリーゾートペアチケット等の贈呈があります。また「ひとつ星賞」については、当選されたお客様のご利用になった個人事業者の中から公正に抽選を行い、副賞を贈呈します。

■不適正営業集計表 (街頭営業適正化指導規程)

(件)

発生月	警告事案	講習事案	処分事案	合計
平成28年11月	35	6	0	41

■行政処分状況

平成28年12月分

処分日	氏名	処分内容	違反事項	違反概要	点数
12月9日	山崎重義	許可の取消し	運送法第40条	許可を取消す事項に該当 (第2種運転免許の取消処分)	0点

■処分事案対処報告書 (街頭営業適正化指導規程)

平成28年12月報告分

会員	団体名	氏名	発生日	発生場所	対象行為	加重	処分内容
都営協	都民同盟	E・M	H28.10.27	港区新橋1-5	回遊車両		表示灯使用停止

※処分事案は会員団体に処分を要請し、平成28年12月中に処分内容の報告があったもの
※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

事業休止届

事前届出制へ変更

個人タクシー事業の休止について、一般、道路運送法第38条第1項が改正され、左記のとおり取り扱いとなりました。

記

(1) 休止期間が30日以内の場合

運転日報に明記すること。

(従前通り)

(2) 休止期間が30日を超える場合

事業を休止しようとするときは、その30日前までに事業休止届出書を東京運輸支局へ提出すること。

◇ 30日前までに休止届出することができない場合

病気、事故、怪我等で急遽30日を超える期間、事業休止をすることになった等の予見できない事由がある場合には、直ちに届け出すること

◆ 事業廃止届の注意事項(追加)

前月号で、事業廃止届の事前届出制への変更についてお知らせしましたが、次の点にご注意ください。

◇ 事業廃止届提出後は、廃止のとりやめはできません。

◇ 廃止日当日は、営業できません。廃止日の前日の営業は、24時までに終了すること。

平成28年12月1日付け期限更新許可期限1年連続者について

安全第一、法令順守の営業を

平成28年12月1日付け期限更新の内容がまとまりました。

今回の更新者は3,475名で、更新後の許可期限の内訳は5年4,600名、3年1,524名、2年75名、1年1,361名、定年を迎える最終更新55名でした。

また、1,014名が道交法違反等により特別研修の対象となりました。

なお1年を5回連続すると「許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準」により期限更新を認めないこととなります。

が、今回も対象者ゼロでありました。4回連続の23名、3回連続の56名に對しては当協会会長名で警告書を送付し、安全運転への注意喚起を行いました。

より一層の安全運転を心掛けてください。

期限更新者の内訳

更新者数	更新後の許可期限(内訳)				
	5年	3年	2年	1年	定年(最終更新)
3,475 (98%)	460 (13.2%)	1,524 (43.9%)	75 (2.2%)	1,361 (39.2%)	55 (1.6%)

※年齢、代務雇用中、事業休止中の理由により3年、2年、1年となった者を含む。

許可期限 1年連続者

初回	2回連続	3回連続	4回連続	5回連続	合計
726	201	56	23	0	1,006

※年齢、代務雇用中、事業休止中の理由により1年となった355名を除く。

マスターズ制度参加状況

平成28年12月1日現在

	未認定	ひとつ星	ふたつ星	マスター	合計	事業者数	制度参加率
東京都	329	2,366	3,060	6,528	12,283	13,363	91.9%
前期	344	2,410	3,380	6,457	12,591	13,811	91.2%
増減	▲ 15	▲ 44	▲ 320	71	▲ 308	▲ 448	0.7%

※上記以外に7名のひとつ星(代務運転者)がいます。

※増減は前期(平成27年12月1日)との対比です。

「東京マラソン2017」

警視庁より
開催に伴う交通規制について

来る2月26日(日)の「東京マラソン2017」開催による大規模な交通規制が実施されます。コース及びコース直近の道路は、長時間車両の通行が禁止されます。なお今年はコース変更に伴い交通規制の範囲及び時間帯が変更になっております。車両を利用される場合は、ホームページ等で通行推奨ルート、主な通行可能ルートをご利用ください。当日の交通規制、迂回については現場警察官の指示に従い、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

交通規制に関するお問い合わせは
警視庁ホームページまで

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>



健康管理万全ですか？

